

殿

令和元年台風第 19 号の災害対応 に関する要請書



福島県：阿武隈川地区の浸水（伊達市）

10月13日国土地理院撮影



宮城県：阿武隈川地区の浸水（丸森町・角田市）

10月13日国土地理院撮影



宮城県：吉田川地区の浸水（大和町・大郷町・大崎市）

10月13日国土地理院撮影

令和元年 11 月

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

令和元年台風第 19 号の災害対応に関する 要請書

令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて 1 都 12 県に大雨特別警報が発せられた大型の台風第 19 号は、これまでに経験したことのない記録的な大雨をもたらしました。

福島県、宮城県、岩手県では、河川の氾濫や、住宅地の大規模な浸水、土砂崩れなどが起こり、多数の人的被害や、家屋の倒壊又は損壊などのほか、農地や農業水利施設などに甚大な被害が発生し、極めて深刻な状況が続いています。

こうした中、被災地では被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところであります
が、これらの復旧・復興無しには地域農業、産業、住民の生活再生はありません。

よって、国に於いては、被災地の一日も早い営農再開に向けた取り組みを強化、加速するとともに、次の事項について、既存の制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全の支援を講じるよう強く要請します。

記

- 1 今回の被害の甚大性に鑑み、農地・農業用施設等の早期復旧のため、災害復旧事業は、事業制度等を拡充するなど、特別の措置を講じること。
2. 復旧・復興に当たっては、原状復旧にとどまらない、二度と被災しない基幹施設の抜本的な再構築など、前例にとらわれない柔軟な復旧・復興対策を早期に講じること。
3. 大量に発生した災害廃棄物の早期処理を支援し、特別の財政措置を講じること。
4. 被災農家の営農意欲を支えるため、営農再開に向けた無利子制度資金等による支援を講じること。

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

会長 伊藤 康志



(宮城県土地改良事業団体連合会 会長)

副会長 尾田 則幸

(北海道土地改良事業団体連合会 会長理事)

副会長 高貝 久遠

(秋田県土地改良事業団体連合会 会長)

監事 佐貝 全健

(山形県土地改良事業団体連合会 会長理事)

監事 車田 次夫

(福島県土地改良事業団体連合会 会長)

会員 野上 憲幸

(青森県土地改良事業団体連合会 会長)

会員 小田島 峰雄

(岩手県土地改良事業団体連合会 会長)